

令和7年度原子力広報誌「あつとほうむ」制作業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和7年5月19日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公示業務」という。）の名称
原子力広報誌「あつとほうむ」制作業務
- (2) 公示業務の内容
原子力広報誌「あつとほうむ」の制作業務
なお、詳細は配布する原子力広報誌「あつとほうむ」制作業務企画提案コンペ要領を参照すること。

2 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することのできる者は、令和7年度原子力広報誌「あつとほうむ」制作業務委託に関する選定委員会（以下「選定委員会」という）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という）に関し、次に掲げる事項について知事の認定を受けた者とする。

- (1) 福井県内に主たる事業所を置き、福井県財務規則第146条により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。
- (2) 競争入札名簿の「広告・宣伝類」に登録していること。
- (3) 公示業務と同様の業務を履行した実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (5) 受審資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 受審資格の認定の申請手続き等

- (1) 受審資格の認定の申請
企画提案書を提出しようとする者は、別添様式1により次のとおり知事に申請し、受審

資格の認定を受けなければならない。

① 提出書類および部数

次に掲げる事項を記載した受審資格認定申請書（以下「申請書」という） 1部

ア 所在地、名称および法人その他の組織にあっては、代表者の氏名ならびに電話番号

イ 営業概要（申請の日における職員数等）

ウ 申請の日までに履行した公示業務と同種の事業実績の履行内容とその見本

エ 公示業務の履行体制等（担当者の職、氏名等）

② 提出方法

持参または郵送によること（郵送の場合、当日必着）

③ 提出期間

令和7年5月19日（月）から5月27日（火）まで（日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という）を除く）の9時から17時まで（郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、令和7年5月27日（火）17時までに必着のこと。）

なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。

④ 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに認定に関する事務を担当する部局の所在地および名称

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県防災安全部原子力安全対策課調整グループ

TEL 0776-20-0313

FAX 0776-21-6875

e-mail gennan@pref.fukui.lg.jp

(2) 受審資格の認定時期

受審資格の認定は令和7年6月2日（月）までに行う。

(3) 受審資格の認定の結果の通知

受審資格の認定の結果は、書面により申請者に通知する。

(4) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

① 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合においては、令和7年6月4日（水）15時までに説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書提出場所に提出しなければならない。

② 県は、説明を求めた者に対して、令和7年6月6日（金）までに書面により回答する。

4 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類および提出部数

次に掲げる事項を記載した企画提案書 8部

A4判縦長用紙、横書き、左とじを基本とするが、適宜変更可能とする。また、企画提案書とは別に見本誌を8部提出すること。

ア 企画提案全体の概要、編集コンセプト

イ コーナー別の企画提案の概要、タイトル案、ページ数、年間企画内容
ウ 文字、段組みの考え方（書体、文字の大きさ、タテ組・ヨコ組の別など）
エ 経費の見積り額および内訳
オ その他提案があれば記載すること

(2) 提出方法

持参または郵送によること。

(3) 提出期限

令和7年6月9日（月）12時までとする（必着）

なお、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

(4) 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに認定に関する事務を担当する部局の所在地および名称は、3（1）④に同様とする。

5 選定委員会および提案者の選定等

(1) 提案者の選定に際し審査する事項

企画提案書を提出した者（以下「提案者」という）を選定する際に選定委員会において審査する事項は、次のとおりである。

- ① 企画提案書の内容の的確性、独創性および実現性
- ② 公示業務を履行する能力の有無
- ③ 公示業務の実施方針

(2) 提案書の選定方法

提案書に基づき、選定委員会において選定する。

(3) 提案者の選定期間

令和7年6月18日（水）までに選定を行い、書面により通知する。

6 公示業務に関する説明書の交付場所および交付期間

(1) 交付場所

3（1）④に同様とする。

(2) 交付期間

令和7年5月19日（月）から5月27日（火）まで（休日を除く）の9時から17時まで

7 公示業務に関する質問事項

公示業務に関する質問事項については、令和7年5月26日（月）15時までに様式2により提出すること（電子メールおよびFAXによる提出可）。質問に対する回答は、電子メールまたはFAXにより行う。提出先は、3（1）④に同様とする。

8 その他

(1) 提出された企画提案書は返却しないこととする。

(2) 企画提案書の提出に関する経費は全額提出者負担とする。

(3) その他、不明な点については、福井県防災安全部原子力安全対策課（TEL 0776-20-0313）に照会すること。